

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年9月28日(2006.9.28)

【公表番号】特表2002-520428(P2002-520428A)

【公表日】平成14年7月9日(2002.7.9)

【出願番号】特願2000-559160(P2000-559160)

【国際特許分類】

C 08 F 4/646 (2006.01)

C 08 F 2/34 (2006.01)

C 08 F 4/69 (2006.01)

C 08 F 10/02 (2006.01)

【F I】

C 08 F 4/646

C 08 F 2/34

C 08 F 4/69

C 08 F 10/02

【誤訳訂正書】

【提出日】平成18年8月1日(2006.8.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 1 6 8

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 1 6 8】

実施例7から実施例11まで

実施例7及び8は、前記の比較例3での同じ触媒、即ち触媒Gと、実施例7ではカルボン酸金属塩としてステアリン酸カルシウム(CaSt)(触媒J)と、一方、実施例8ではステアリン酸亜鉛(ZnSt)(触媒K)と一緒に使用する。CaSt及びZnStは、米国ニュージャージー州フィリップスベリー(Phillipsbury)のマルリンクロッド社(Mallinckrodt)から購入できる。実施例7及び8の触媒組成物を試験するために使用した重合プロセスは、触媒AからDまでの場合に前述のように使用したのと同じである。